

(答弁案) 教育長答弁	教育振興部 教育指導課		
すどう あきお	公 明	個人	1 1

1 (1) アイ

私からは、北区の将来を担う子どもたちのために、のご質問のうち、まず、学校における法教育のさらなる充実についてお答えします。

法にかんする教育は、義務教育の段階から責任ある社会生活を送る上で必要となる法やルールを学ぶことであり、「自由・権利」と「責任・義務」などの価値の理解や、法的なものの考え方を身に付けるために、社会科、家庭科、道徳科、特別活動等をとおして、学習指導要領に基づき計画的に指導しています。

そのような中、学校は、限られた授業時数の中で様々な教育活動を展開しており、外部講師による法教育、権者教育、租税教育などの授業を区内全校で一律に展開するための授業時数の確保は、大きな課題であると考えています。

なお、研究協力校や学校ファミリーの特色ある教育として取り組む場合は、必要な予算をこれまでも措置しています。

1 (2) アイウ

次に、小・中学校や保育園等におけるアレルギー・宗教食への対応についてお答えします。

学校給食における食物アレルギー対応については、文部科学省監修の「学校アレルギー疾患に対する取組ガイドライン」に基づき、区立小・中学校向けのマニュアルを作成して周知し、全校で対応に取り組んでいます。アレルギーを有する児童生徒への給食提供は、安全を最優先とするため、原因食物の完全除去対応を原則とし、医師の診断に基づき、教職員、調理委託業者及び教育委員会が連携して対応しています。また、宗教食についても除去食での対応を原則とし、各学校の給食施設等の状況に応じて、可能な範囲で対応しています。しかし、多品目の食物除去が必要、アレルギー症状が重いなどの理由で、除去食での対応が困難な場合には、保護者と相談のうえ、自宅からの弁当持参をお願いしています。

また、区内の保育所においては、公立、私立を問わず、アレルギー児に対しては、完全除去食を提供し、可

可能な範囲で代替食の提供を行っています。宗教食については、献立表等を使用して保護者に確認のうえ、除去食や代替食の提供を行っています。

給食提供の基本的な考え方は、配慮が必要な子どもたちを含め、全ての子どもが給食時間を安全に、かつ、楽しんで過ごせるようにすることです。そのためにも、子どもや保護者の意向等を十分に考慮したうえで、安全性を最優先し、各施設の状況に応じた適切な対応に取り組むことが重要であると考えています。食物アレルギー疾患は命にかかわるため、引き続き医師の診断に基づき適切に対応するとともに、宗教食についても可能な範囲で対応してまいります。

外部委託で配達する方法については、アレルギー対応は子どもの命にかかわることから、十分な実績を有する事業者の選定や衛生面の確保などの課題があること、また、宗教食の対応については、宗教や宗派によって使用する食材や調理方法などに様々な制約があり、すべてのケースに対応することは困難であることなどから、慎重

な対応が必要であると考えており、今後の研究課題とさせていただきます。

(答弁案) 教育長答弁	教育振興部 教育指導課		
すどう あきお	公 明	個人	1 1

1 (3) アイ

次に、子どもたちの心の健康を守るためにできることについてのご質問のうち、北区の児童・生徒に対する自殺対策の取り組みについてお答えします。

今年度から、新たに7月から9月を子どもの心と体を守る強化期間とし、「子どもなんでも窓口」や「子ども相談ポスト」など、子どもたちが相談しやすい体制を整備し、一人一人に寄り添った支援を行っています。

また、年2回のQU調査は、今年度から一人1台端末のきたコンを活用し、WEB上で調査する「WEBQU」に変えたことで、子どもが抱える悩みや課題を迅速かつ適切に把握することができ、いじめ等の早期発見・早期対応に生かしています。

さらに、全ての児童・生徒に対し、困難やストレスへの対処の仕方を身に付けさせる「SOSの出し方に関する教育」を全校実施するとともに、各種相談窓口を一覧にした資料を定期的に子どもたちに配布し、スクールカ

(答弁案) 教育長答弁	教育振興部 教育指導課		
すどう あきお	公 明	個人	11

ウンセラーとの全員面接も行い、不安や悩みがあるときは一人で悩まず、相談することを指導しています。

次に、RAMP S（ランプス）についてです。RAMP S（ランプス）は、子どもが抱える困難な状況を早期に発見するためのツールの一例として、文部科学省も紹介しており、効果性のあるものと認識しています。

区では様々な自殺対策の取組みを行っていますので、子どもたちの心の健康を守るための新たなソフトの導入については、RAMP S（ランプス）の活用も含め、引き続きの検討課題とさせていただきます。

(答弁案)	地域振興部	スポーツ推進課		
すどう あきお		公 明	個人	1 1

2 (2)

次に区内にさらなるスポーツ施設の取り組みについての質問にお答えします。

スケートボードや3エックス3などのストリート系スポーツは、若者を中心に人気が高まっているスポーツであると認識しています。

室内でのストリート系スポーツの利用については、既存の施設などで備品や設備の使い方の工夫等により対応できる種目がないか検討してまいります。

なお、新たな施設の整備につきましては、大型の施設整備が可能な敷地の確保等課題があり、今後の研究課題とさせていただきます。

2 (3) ア

次にeスポーツ、シルバーeスポーツの普及促進についてお答えします。

eスポーツは環境やインフラが整っていれば気軽にコミュニケーションが構築できる有効なツールであると認識しております。

特にシルバーeスポーツについては、高齢者には体力的に難しいスポーツを疑似体験することで、心身の健康増進や他者との交流に資するものと考えています。

シルバーeスポーツの高齢者施策での活用については、他自治体における活用例などを参考としながら検討してまいります。

なお、eスポーツの普及促進にあたっては、成長期にある青少年の過度な利用によるゲーム依存や健康被害などに対する懸念があるため、教育委員会などとも連携しながら慎重に検討してまいります。

(答弁案) 地域振興部 地域振興課・スポーツ推進課			
すどう あきお	公 明	個人	1 1

2 (3) イ

次に、区内施設の Wi-Fi (わいふあい) 環境の整備について、お答えします。

区では、令和3年度及び令和4年度に、北とびあの Wi-Fi 環境を整備し、1階区民プラザや、7階から9階の会議室エリア、13階飛鳥ホールなどで共用を開始しました。

今年度は、赤羽会館、滝野川会館の Wi-Fi 環境を整備し、令和6年1月から共用を開始する予定です。

今後も引き続き、eスポーツの利用に留まらず、施設利用者の利便性の向上や、地域活動のデジタル化等を促進するため、体育館をはじめ、地域振興室やふれあい館など、区内施設における Wi-Fi 環境の整備に向けて、検討してまいります。

2 (3) ウ

次に、自治会集会所へのWi-Fi環境整備の支援について、お答えします。

区では、町会・自治会内におけるコミュニケーションのデジタル化を支援し、活動の充実を図るため、今年度、町会・自治会デジタル化支援事業を開始し、SNSやスマートフォンアプリ等を利用した情報発信等の講座を、町会・自治会単位で実施しております。

この取組みにより、SNS等を利用した町会・自治会による情報発信等を促進するとともに、町会・自治会活動のデジタル化・DX化に向けた支援策を検討してまいります。

(答弁案)	健康部 生活衛生課			
すどう あきお	公 明	個人	1 1	

3 (1) (2)

次に、動物との共生社会構築についてのうち、飼い主のいないネコ不妊去勢手術費助成制度の拡充についてお答えします。

飼い主のいないネコ不妊去勢手術費助成の実績は、平成 28 年度に 564 頭をピークに、令和 3 年度は 243 頭、令和 4 年度は 129 頭と年々減少しております。

これは、いままで区が実施してきた助成事業の効果が出てきたものと考えております。

助成対象を飼い猫や区外病院に拡大することにつきましては、今後の研究課題とさせていただきますが、助成額の増額につきましては、今年度の実績の推移を見ながらとはなりますが、検討をしてみたいと思います。

次に、地域猫活動ボランティア登録制度の創設に向けてについてお答えします。

地域猫活動ボランティア登録制度については、様々な課題があるものと認識しておりますが、動物との共生社

(答弁案) 健康部 生活衛生課			
すどう あきお	公 明	個人	1 1

会構築に向け、ボランティア団体の方々と意見交換することは、重要であると考えております。

どのように開催していくか等、詳細はこれからの検討となりますが、まずはボランティア団体の方々との意見交換を行ってまいります。

(答弁案)	土木部 道路公園課			
すどう あきお	公 明	個人	1 1	

3 (3) アイウ

次に、ドッグランの整備についてです。

ドッグランの整備に向けては、東京都における設置条件を基本的な考えとしながら、地域の特性や周辺環境への影響を踏まえて、調査・検討を進めております。

現在、早期整備できる候補地は、指定管理者制度を導入し、場所が確保できる荒川河川敷を選定しております。

ドッグランは常設運営を考えておりますが、運用・ルールなどの詳細は、今後、荒川下流河川事務所をはじめとする関係機関と協議・調整を進めながら定めてまいります。

また、ドッグランの整備に当たっては、日陰^(ひかげ)や水の確保、清掃や衛生管理などの課題があると捉えております。今後は、東京都や他区での先行事例や、荒川緑地の指定管理者へのヒアリング調査を実施してまいります。

(答弁案) 教育長答弁	教育振興部	中央図書館	
すどう あきお	公 明	個人	1 1

4 (1) ア

次に、桐ヶ丘・赤羽台の諸課題についてのご質問のうち、(仮称)桐ヶ丘区民センター建設にかかる図書館にかんするご質問にお答えします。

これまで、北区の地区図書館は、開架書架、閲覧コーナー、新聞雑誌コーナー及び子どもコーナーを基本として、区民の方に身近な図書館を目指して整備してまいりました。

区民センター内に設置する図書館は、これまでの地区図書館整備の基本的な考え方を踏まえつつ、施設の複合化により、多くの方が利用することとなる区民センターにふさわしい多目的な使用も可能な共用スペースの確保や多様なサービスの提供など、ハード・ソフト両面からの必要な対応を検討する必要があると考えています。

4 (1) イ

次に、桐ヶ丘・赤羽台地域の諸課題について、順次お答えいたします。

はじめに、桐ヶ丘における区有施設・公園、周辺環境整備のうち、区民センター建設エリアに喫茶店を入れることができないかとのご質問についてです。

新設する（仮称）桐ヶ丘区民センターの敷地は、用途が行政利用と指定されており、喫茶店などの商業テナントを入れることはできませんが、隣接する商業施設と連携して、利用される方がゆっくり過ごせる空間づくりを検討してまいります。

なお、同区民センターの整備方針につきましては、本定例会の所管委員会でご報告させていただきます。

2 (1) ウ

次に桐ヶ丘における区有施設・公園、周辺環境整備についてのうち、桐ヶ丘体育館の改築についてお答えします。

桐ヶ丘体育館の改築は、設計や整備工事などのスケジュールは、「都営桐ヶ丘団地建替計画」により時期は未定となっております。

今後、改築のスケジュールが決まった段階で、どのようなスポーツ施設としていくのかなど、様々な可能性を検討し、設計に取り入れてまいります。

4 (1) エ

つぎに、桐ヶ丘2丁目の所有地についてのご質問にお答えします。

ご案内の所有地は、「都営桐ヶ丘団地建替計画」では、「創出用地B」と位置付けられ、今後、誰もが地域で安心して暮らせる環境形成を図ることを目的に、東京都と区が連携を図りながら、福祉施設などの公共公益施設の導入を図る計画となっています。

大きく2つの区画に分かれた土地のうち、特に交差点付近の土地は、区が「北区基本計画2020」に位置付けた福祉施設等の誘致を図るため、現在、都区間で施設整備に向けた協議を進めているところであり、敷地規模から、ご要望の商業施設の併設等による整備は大変難しいと考えています。

一方、比較的大きな区画の土地については、東京都が今後土地利用を検討していくと認識しています。区としては、機会を捉えて、ご要望を東京都に伝えてまいります。

(答弁案)	土木部 道路公園課		
すどう あきお	公 明	個人	1 1

4 (2) ア

次に、赤羽台けやき公園の活用について、お答えいたします。

赤羽台けやき公園は、シンボルとなるけやき以外には大きな樹木はほとんど無いため、日陰（ひかげ）の確保が困難となっております。

今後は、パーゴラへの「よしずかけ」など、順次、対策を講じてまいります。

(答弁案)	土木部 土木政策課			
すどう あきお	公 明	個人	1 1	

4 (2) イ

次に、残りの公園スペースの進捗とスケジュールについて、お答えします。

現在、東京都下水道局が浸水対策工事を行っている範囲につきましては、赤羽西四丁目方面等へのトンネル工事を進めており、今後も継続して浸水対策工事を行う計画となっています。

公園工事は浸水対策工事完了後に整備するため、今のところ令和7年度を予定しています。

4 (2) ウ

次に、法善寺交番の移設について、お答えします。

法善寺交番は、現在の位置から都道を挟んだ、赤羽台
けやき公園に隣接する位置に移転が計画されています。

計画地が「赤羽台周辺地区 地区計画」の区域内に存
することから、区では新たな交番の建築に係わり、協議
に応じているところです。

なお、具体的な移転時期等については、今後、警視庁
から明らかにされると認識しています。